

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域の安心を支える介護人材育成・確保プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道斜里郡斜里町

3 地域再生計画の区域

北海道斜里郡斜里町の全域

4 地域再生計画の目標

斜里町の介護職場の実態としては、新たな介護の担い手がない、介護従事者の離職率が高く定着しないなど、従事者自体が不足しており、また、介護職場のリーダー格が次々と離職するため、職場の介護技術が向上せずに職場内での十分な研修機会を受けられず、キャリアアップも望めないことから、離職していくというように業界全体が負のスパイラルに陥っている。

このような状況の中、地域の介護サービスの安定供給を図るため、介護サービス事業所の介護従事者が地域の介護相談役となって在宅介護者を支援するなど、地域のささえあいの支援を受けて安心して自らの住まいで暮らし続けられる地域社会（地域包括ケアシステム）を構築し、支え合いのまちづくりによる「斜里町版CCRC」の構築を目指す。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月 末	平成 30 年 3 月 末	平成 31 年 3 月 末
町内介護サービス事業所従業員数（事業所新設による増を除く）	336 人	341 人	351 人
介護事業所に係る U I ターン就労者数（町外者）	35 人	40 人	50 人
介護支援専門員、介護福祉士ののべ人数	112 人	115 人	120 人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

斜里町における介護職場の実態は、新たな担い手がない、離職率が高く定着しないなど、従事者自体が不足しており、さらに、十分な研修機会を受けられず、キャリアアップも望めないことから離職に拍車がかかっており、業界全体が負のスパイラルに陥っている。

そのような中、人口減少社会に対応する将来の「斜里町版C C R C」を目指すため、地元高校生の向けの実習受け入れや介護福祉士養成学生のインターン、さらにIUターンによる人材誘致も積極的に行い、人材の安定的な確保を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北海道斜里郡斜里町

2 事業の名称及び内容：介護従事者マンパワー確保事業

将来的な斜里町版C C R Cを目指す上でも、人材が確保できなければ実現しないことから、町内介護従事者の担い手確保のため、地元高校生向けの介護職就労支援相談窓口の設置や実習受け入れ、介護職員初任者研修の開催や介護技術研修会の開催を行い、あわせて、介護福祉士養成校学生の実習受け入れや、移転（IUターン推進）対策の支援も行う。また、介護従事者の離職防止対策として、既存従事者のキャリアアップ対策の支援や技術研修会の開催などを行い、これらの総合的な対策を行うことにより、介護従事者の人材を安定期に確保する。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・町内の事業所等が、介護業種の壁を超えて業界が自発的に一致し、共通の課題解決のために行政と連携を図り、労力（人的資源）を提供する。

【政策間連携】

- ・介護人材の継続的な確保を図るため、IUターンを積極的に受け入れ、確保した人材をささえあいのまちづくりの人材として育成し、在宅介護力の向上・地域包括ケアシステムの構築に寄与することにより、将来の斜里町版C C R Cへ向けた仕組みづくりを行い、いつまでも住み続けたい介護提供体制を構築する。

【自立性】

- ・3年間の事業期間において、人材の流入・確保の流れを加速化させ、一度事業の区切りをつけ、以降については、斜里町高齢者介護サービス事業所連絡協議会による自主的な取組みに対し、必要に応じて行政が一定程度支援を行う。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月 末	平成 30 年 3 月 末	平成 31 年 3 月 末
町内介護サービス事業所従業員数（事業所新設による増を除く）	336 人	341 人	351 人
介護事業所に係るU I ターン就労者数（町外者）	35 人	40 人	50 人
介護支援専門員、介護福祉士ののべ人数	112 人	115 人	120 人

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点の KPI の達成状況を企画総務課企画係が取りまとめ、町民や行政、産官学金労の関係者で構成する「斜里町まち・ひと・しごと総合戦略プラン策定委員会」において、事業の進捗管理と合わせて事業報告を行う。検証結果は HP で公表する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 28,466 千円

7 事業実施機関

地域再生計画日程の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づき支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

町民や行政、産官学金労の関係者で構成する「斜里町まち・ひと・しごと総合戦略プラン策定委員会」において、事業の進捗管理と合わせて事業報告を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度、3月末時点の KPI の達成状況を企画総務課企画係が取りまとめ、翌年6月を目途に策定委員会を開催し評価を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

斜里町のホームページにて公表する。